

○総務省令第百五十九号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十三日

総務大臣 川端 達夫

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令

（無線設備規則の一部改正）

第一条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節の二十三 六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備（第四

十九条の二十五の三）」を「第四節の二十三 六〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局

第四節の二十三の二 八〇GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線

の無線設備（第四十九条の二十五の三）

に改める。

設備（第四十九条の二十五の四）」

第二十四条に次の一項を加える。

26 七一㎒以上八六㎒以下の周波数の電波を使用する陸上移動局（以下「八〇㎒帯の周波数の電波を使用する陸上移動局」という。）の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

周波数帯	副次的に発する電波の限度
帯域外領域に相当する帯域	任意の一㎒の帯域幅における尖頭電力が一〇〇マイクロワット以下
スプリアス領域に相当する帯域	任意の一㎒の帯域幅における尖頭電力が五〇マイクロワット以下

第四章第四節の二十三の次に次の一節を加える。

第四節の二十三の二 八〇㎒帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備

第四十九条の二十五の四 八〇㎒帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 通信方式は、単向通信方式又は複信方式であること。
- 二 空中線電力は、一ワット以下であること。

三 送信空中線は、その絶対利得が五五デシベル以下であること。
別表第一号注34に次のように加える。

(5) 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備
別表第二号に次のように加える。

第60 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1
から第4までの規定にかかわらず、5GHzとする。

別表第三号52中「51まで」を「52まで」に改め、同52を同表53とし、同表51の次に次のように加える。
52 80GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2(1)
に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

周波数帯	帯域外領域	スプリアス領域
不要発射の強度の許容値	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が100 μ W以下	任意の1MHzの帯域幅における尖頭電力が50 μ W以下

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第二条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三十一号の四の次に次の一号を加える。

三十一の五 設備規則第四十九条の二十五の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

無の四の号一十三第項一第条二第

無の四の号一十三第項一第条二第

無の五の号一十三第項一第条二第

				○	○	○	○	備設線
--	--	--	--	---	---	---	---	-----

				○	○	○	○	備設線
				○	○	○	○	備設線

別表第一号一(3)アの表中

	○							
--	---	--	--	--	--	--	--	--

を

	○							
	○							

に改める。

--	--	--	--	--	--	--	--	--

「 」

様式第7号注4の表中

第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備	EX
----------------------	----

を

第2条第1項第31号の4に掲げる無線設備	EX
第2条第1項第31号の5に掲げる無線設備	UT

に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。